

令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金（10万円/1世帯）のご案内

各務原市物価高騰重点支援給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する新たな給付金です。
また、令和5年度住民税非課税・均等割のみ課税の子育て世帯に対し、対象児童1人あたり5万円を支給します。

給付金の支給額

住民税均等割のみ課税世帯→1世帯あたり10万円
こども加算→児童1人あたり5万円

支給対象と申請の有無

住民税均等割のみ課税世帯

令和5年12月1日時点で各務原市に住民登録されている世帯で、世帯全員の令和5年度「住民税均等割のみが課税」の世帯

令和5年度住民税均等割のみが課税の世帯

※世帯全員が別世帯の住民税課税者の税法上の扶養に入っている場合は対象外

申請が必要です

各務原市役所から「確認書」が届きます。

※令和5年12月1日時点で各務原市に住民登録のある世帯へ「確認書」が送付されます。



こども加算について

令和5年12月1日時点で、市に住民登録がある、住民税非課税・均等割のみ課税の子育て世帯

1. 住民税非課税世帯として7万円給付金を受給した世帯
→申請は不要

申請が必要です

2. 住民税均等割のみ課税世帯
→確認書を送付します

受付期間：令和6年3月1日（金）～令和6年5月31日（金）

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯

- 対象となる世帯には、各務原市役所から給付内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。
- 内容を確認して、各務原市役所へ**令和6年5月31日（金）**までに提出ください。
【確認事項】 確認書に記載されている給付金振込口座内容に誤りがないか、課税者に扶養されていないか等

こども加算について

- 支給対象となる住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯には、
- ## II 世帯主に対して、扶養している18歳以下の児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）1人あたり5万円を加算給付します。

均等割のみ課税世帯給付金の対象世帯

均等割のみ課税世帯給付金の確認書（ピンク色）と同封されている、こども加算申請書（黄緑色）に必要事項を記入し**令和6年5月31日（金）まで**に、均等割のみ課税世帯給付金確認書とあわせて市へ提出してください。

※申請日以降に生まれたこどもや別居している児童を扶養している場合は、申請により給付対象となる場合があります。

物価高騰支援給付金（7万円）を受給済みの方で対象の世帯

物価高騰支援給付金（7万円）を受給済みの方で対象の世帯には、7万円を受け取られた口座へこども加算分の追加支給を行います。手続きは不要です。支給日などについては、送付する支給のお知らせを確認ください。

※基準日（令和5年12月1日）以降に生まれたこどもや別居している児童を扶養している場合は、申請により給付対象となる場合があります。

※支給は対象児童1人に対して1回のみです。

お問い合わせ

各務原市「物価高騰重点支援給付金」コールセンター

（各務原市役所 高層棟2階 多目的スペース）

☎058-201-2372 受付時間 9:00～17:00（土日祝日を除く）

（3月21日～3月29日は、各務原市役所 社会福祉課（5番窓口）が受付窓口になります）

